◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

気候変動などを有価証券報告書に開示

金融商品取引法の改正も視野に サステナビリティ情報の保証制度導入へ

金融審議会（会長：神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授）は2月19日、鈴木俊一金融担当大臣の諮問を受け、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方」について検討することを決めた。現在、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が開発中のサステナビリティ開示基準で規定された開示項目を有価証券報告書に取り込むとともに、第三者保証のあり方について検討する。適用対象や適用時期は、新たに設置した「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（仮称）」で詳細を詰めるが、グローバル投資家との建設的な対話を行うとの観点から、当初はプライム市場上場会社又はその一部とする方向。また、SSBJのサステナビリティ開示基準の最終化が2025年3月を予定しているため、早くても2026年3月期からの適用となりそうだ。

なお、有価証券報告書における開示については、内閣府令等を改正することで実現するが、第三者保証に関しては、仮に監査証明と同様の仕組みを導入する場合には、金融商品取引法の改正が必要となる。

国際的な水準であれば日本版S1・S2基準の項目を法定開示対象に

2月19日開催の金融審議会総会では、鈴木俊一金融担当大臣により「サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を行うこと。」との諮問が行われた。

これを受け、金融審議会では、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（仮称）」（以下、「サステナビリティWG」という）を設置し、およそ1年程度かけて検討を行うこととしている。

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は昨年6月にサステナビリティ関連財務情報の開示基準であるS1基準、S2基準を最終化している。日本のSSBJも今年3月には日本版S1基準及びS2基準の公開草案を公表する予定。その後、7月末頃まで意見募集を行い、2025年3月末までに最終化を行うとしている（今号7頁参照）。

日本では、2023年3月期から有価証券報告書においてサステナビリティ情報の一部が開示されているが（次頁参照）、個別具体的な基準はない。今回、サステナビリティWGでは、SSBJが開発する日本版S1基準及びS2基準の開示項目を有価証券報告書において開示する方向で検討を行うことになる。国

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ